

日本の将来を信じる! 2014 vol.3



自民党

強い経済で、元気な日本を取り戻す!

衆議院議員 小倉まさのぶ後援会事務所
発行 2014年(平成26年)5月1日



ベンチャー育成で経済再生

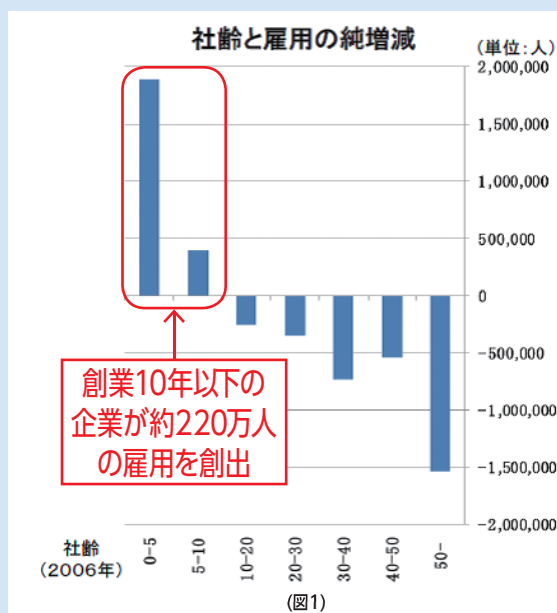
アベノミクスの3本の矢が放たれてから1年が経過しました。株価の上昇が資産効果や企業収益の改善を通じて雇用所得の増加をもたらす、いわゆる経済の好循環も生じ始めています。2013年の日本の実質経済成長率をみると、年後半はやや失速したものの、1.5%と高水準を記録しています。

「景気回復の実感を伴っていない」とおっしゃる方もいるかもしれません。それもそのはずで、ただか1年間の成長だけでは経済は変わりません。息の長い経済成長を実現することこそ重要です。この20年間は日本にとって「失われた20年」と言われています。名目GDPをみると、日本はこの20年間ほとんど変わっていません。給与所得者の平均年収はむしろ、平成4年の400万円から平成24年の350万円へ減少してしまいました。仮にこの20年間、3%の成長を続けていたら、日本の経済規模は今の1.8倍です。日本の名目GDPは当時の487兆円から、876兆円まで増える計算です。年収も同様に伸びるとしたら、現在の平均年収は720万円ということになります。たとえ低率でも持続的に成長できる経済にしなければなりません。

人口減少が続く中で、日本経済の実力(これを潜在成長率と呼びますが)は、わずか0.5%と言われています。これを上記の名目成長率3%まで引き上げるには、イノベーション(技術革新)を起こす必要があります。このイノベーションの多くは、大企業ではなく、ベンチャー企業から生まれます。FacebookをはじめSNSの新しいサービスを提供しているのは、進取性に富んだ新しい企業がほとんどです。また、日本で雇用を生み出しているのも、実は、大手企業ではなく、社齢の若い企業です(図1)。

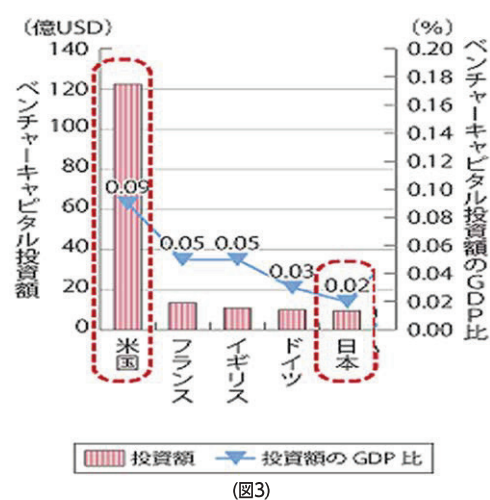
残念ながら、日本は、欧米と比べて開業率が低く(図2)、ベンチャー企業が育ち難い環境です。ベンチャー企業にとって、規制も厳しく、金融のサポートも十分ではありません(図3)。

これらを変えるべく、この度、小倉まさのぶは、自民党起業大国推進グループの幹事として提言をまとめました。縮小するパイの奪い合いではなく、新しい企業が育ちパイが拡大する中で分かち合う経済に。小倉まさのぶは引き続き経済再生に全力を注ぎます。



	開業率	廃業率
日本	4.6%	3.8%
米国	9.3%	10.3%
英国	10.2%	12.9%

(図2)



Profile 町田市・多摩市選出(東京都第23選挙区) 自民党衆議院議員 小倉まさのぶ

1981年 5月 30日 多摩市生まれ、町田市在住
2004年 3月 東京大学法学部卒業
4月 日本銀行 入行
2009年 7月 オックスフォード大学院卒
(金融経済学修士を取得)
2011年 7月 日本銀行 退職
2012年 12月 第46回衆議院議員総選挙にて初当選

主な役職
自民党
●青年局次長
●国際局次長
●報道局次長
●金融調査会事務局次長
●国会対策委員会委員

国会
●衆議院財務金融委員会委員
●衆議院環境委員会委員
●衆議院消費者問題に関する特別委員会委員

■ 環境委員会での質疑(2014.4.8)

4月8日、環境委員会で質問いたしました。40分間という長めの質問時間を頂戴できたので、政府の気候変動対策について、税制・金融・教育・外交など様々な角度から質問いたしました。

東日本大震災以降、地球温暖化防止に向けた熱意が下火になっている感は否めません。しかし、IPCCの第2作業部会の報告書でも明らかになったように、この10年弱を取ってみても、温暖化は着実に進行しており、それに起因する台風・豪雨・干ばつ等の異常気象も増えています。日本は、昨年、現実感の乏しい温室効果ガスの1990年比▲25%削減目標を取り下げて、頑張れば達成可能な2005年比▲3.8%削減目標を新たに掲げました。

原発再稼働の見通しが立たず再エネも試行錯誤の段階の中、非常に困難な状況にあると思いますが、一方で、環境に優しい国家として日本の国際社会における地位を高めるとともに、日本企業の環境技術を梃子にして環境と経済成長を両立させるチャンスでもあります。

反面、環境外交に目を転ずると、温暖化防止という共通目標があるにしても、個々の交渉は他の外交と同様、国と国との利害関係が交差する駆け引きでもあります。世界第二位の経済大国である中国は、温暖化交渉においては途上国の代表のふりをして、出来る限り義務を免じられ、他の先進国から無償で環境技術を得ようとしています。

石原大臣の「COP19でヨーロッパの国々が日本を非難したのは日本に高めの目標を設定させて、最も発達しているEUの排出権取引市場で日本にお金を落とさせる意図もある」との答弁も印象的でした。温暖化交渉においても、政府は、人の良い日本ではなく、「守るべきものは守り、攻めるべきものは攻める」態度で臨んでもらいたいと思います。



質問事項

- 1 気候変動対策に対する石原大臣の意気込みについて
- 2 緑の贈与税について
- 3 環境と金融(ESG投資等)について
- 4 気候変動対策キャンペーン(Fun To Share等)について
- 5 環境教育(ESD)について
- 6 気候変動の適応計画について
- 7 環境外交(二国間オフセットクレジット等)について

議事録はHP「国会会議録検索システム」→「簡単検索」、動画はHP「衆議院インターネット審議中継」→「ビデオライブラリ」からご参照ください。

■ 消費者問題に関する特別委員会での質疑(2014.4.15)

4月15日、消費者問題に関する特別委員会で、景品表示法改正に関する参考人(有識者)の意見陳述に対して15分間質問する機会をいただきました。

去年は、バナメイエビを芝エビとして提供していたり、牛脂注入の成形肉をビーフステーキとして提供していたり、有名なホテルやレストランまでもが食品偽装に手を汚していたことで、世間を大きく賑わしました。今回の景品表示法の改正では、都道府県の権限を強化する、悪質な業者には課徴金を課する、消費生活相談員の待遇を改善するなどの諸方策が検討されています。

今回は、上記のうち、課徴金制度の導入について有識者の意見を仰ぎました。消費生活相談件数のうち、表示広告に関する相談は5万件、全体の6%程度に過ぎませんが、いわゆる訪問販売以外の大半の事例の端緒が、不当表示広告であることを考えると、措置命令だけでなく、課徴金導入によって不当表示の抑止効果を一層働かせる必要があります。また、表示に関する被害はその範囲や被害額の算定が難しく、現行の民事手続きだけでは不正を働く業者の「やり得」を十分に防ぐことはできません。こういった現下の状況に鑑みますと、課徴金導入の必要性は衆目の一致するところですが、どのような形で課徴金を導入するのかについては意見が分かれています。

私が質問した論点はいずれも細かい点ですが、理念だけが先行して拙速に制度を導入した結果、全く実効性の無い制度になり、関係者に大きな混乱が生じてしまうという例は枚挙に暇がありません。この課徴金制度についても、関係者の意見を踏まえた上での具体的な設計が必要です。

同様に、消費者保護という点について、日本の経済団体は未だ消極的だと思います。経済学でいうレモンマーケットのように、真に質の高いものが売れなくなって困るのは、大半のまじめな事業者ですから、そうならない様に、経済団体も消費者保護にもっと貢献すべき旨も指摘いたしました。



質問事項

- 1 不実証広告を課徴金の対象に含めるか
- 2 故意・重過失を課徴金の要件とするか
- 3 事業者の規模、いわゆる裾切りを導入するか
- 4 消費者保護における事業者・経済団体の責任について

議事録はHP「国会会議録検索システム」→「簡単検索」、動画はHP「衆議院インターネット審議中継」→「ビデオライブラリ」からご参照ください。

衆議院議員

東京都第23選挙区(町田市・多摩市)

小倉まさのぶ後援会事務所

国会
事務所

100 東京都千代田区永田町 2-2-1 衆議院第一議員会館 814 号室
8981 TEL : 03(3508)7140 FAX : 03(3508)3440

地元
事務所

194 東京都町田市原町田 5-4-7 からかあさ 101 号
0013 TEL : 042(710)1192 FAX : 042(710)1193

E-mail info.oguramasanobu@gmail.com

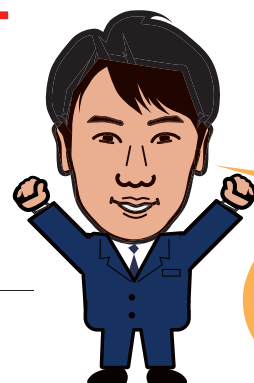
HP http://www.ogura-m.jp/

Twitter

@masanobu_ogura

Facebook

masanobu.ogura.9



小倉まさのぶ
32歳。
「若いけど
使えるヤツ」を
目指します!